

会 議 録

会議の名称	第 36 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和 3 年 7 月 2 日(金)14:00～15:20
開催場所	市役所本庁 1 階 多目的ホール
出席委員	依田委員、香月委員、高倉委員、須堯委員、山本委員、小幡委員、田中委員、平山委員、谷川委員(代理：筑豊維持出張所 岩切 様)、鍋島委員、山本(芳)委員(代理：福岡県飯塚県土整備事務所 戸丸様)、敷田委員、小松委員、本松委員、梶原委員
欠席委員	道祖委員
事務局職員	堀江都市建設部部長、中村都市建設部次長、城戸都市計画課長、米倉都市計画課長補佐、本松都市政策係長、都市計画課職員 2 名、大井飯塚駅周辺整備推進課長、置鮎飯塚駅周辺整備推進課長補佐、上田飯塚駅周辺整備係長
	<p>米倉課長補佐</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和 3 年 第 36 回 飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課長補佐の米倉 でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、改選後、初めての審議会でございますので、開会に先立ちまして、任命書の交付を行いたいと思います。任命書の交付は、代表 1 名にお願いしたいと思います。</p> <p>任命書の交付日につきましては、前都市計画審議会の任期満了日の翌日であります令和 3 年 6 月 1 日としております。</p> <p>本来であれば、市長からお渡しするべきところでございますが、本日、市長は公務により欠席ですので、久世副市長より交付をさせていただきます。</p> <p>久世副市長、演台の前へお願いいたします。</p> <p>委員を代表いたしまして、依田 浩敏 様に任命書の交付を受けていただきたいと思いますので、依田様、前の方へお願いいたします。</p> <p>久世副市長</p> <p>依田博敏さま飯塚市都市計画審議会委員を任命します。任期は令和 5 年 5 月 31 日までの間といたします。令和 3 年 6 月 1 日飯塚市長片峯 誠。</p> <p>米倉課長補佐</p> <p>依田様ありがとうございました。どうぞご着席ください。</p>

なお、各委員におかれましては、お手元に任命書がありますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、副市長よりあいさつを申し上げます。
よろしくお願いいたします。

久世副市長

改めまして皆様こんにちは。只今ご紹介いただきました。副市長の久世でございます。

本来であれば市長がごあいさつ申し上げるところではございますが、本日は市長が公務により不在の為、代わりに私が、飯塚市都市計画審議会開催に際し、一言ごあいさつ申し上げます。

この度、皆様には、飯塚市都市計画審議会委員への就任につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、また新型コロナウイルス感染症に関して大変な状況の中で、本日の会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。会議開催にあたっては今後も十分に対策を講じ実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

この都市計画に関する業務は、新たなまちづくりを考えるうえで、また、秩序ある土地利用を促進するうえでも、大変重要な役割を担っております。

今日までも、本都市計画審議会にお諮りしながら「筑豊広域都市計画公園の変更」や「筑豊広域都市計画市場の変更」など様々な重要施策を審議していただきました。

現在、本市では、平成 22 年度に策定しました都市の将来像を実施するためのまちづくりの方針である「都市計画マスタープラン」と、緑地の保全・緑化の推進に関し、その将来像・施策等を定める「緑の基本計画」の改訂作業を行っております。

この都市計画審議会におきましては、専門的な立場での視点と、地域住民の視点からの意見が最も重要であり、本審議会の役割は非常に大きなものであると考えております。

ご審議いただいた皆様のご意見をもとに、飯塚市がさらなる発展をとげることができるよう尽力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本審議会のますますの発展と委員の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

米倉課長補佐

以上で任命書の交付を終了いたします。なお、久世副市長につきましては公務の関係上、ここで退席させていただきます。

久世副市長

どうぞよろしくお願いいたします。

米倉課長補佐

それでは、本日の議事進行に入ります前に、演台の移動等を致しますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。審議会を再開させていただきます。

議事に移ります前に、次第書には記載しておりませんが、改選後初めての審議会でありますので、順不同ではございますが、各委員のご紹介をさせていただきます。

お名前を呼ばれた委員におかれましては恐れ入りますが、その場で結構ですので、一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、学識経験者の方から順番にご紹介させていただきます。

近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科 学科長の依田 浩敏 委員です。

(依田委員よりあいさつ)

飯塚商工会議所 理事・事務局長の 香月 法彦 委員です。

(あいさつ)

いづか男女共同^{さんかく}参画推進ネットワーク 事務局次長の 高倉 安子 委員です。

(あいさつ)

飯塚市農業委員会 会長の 須堯 忠臣 委員です。

(あいさつ)

飯塚市商工会 副会長の 山本 恵治 委員です。

(あいさつ)

次に市議会より

飯塚市議会議員の 小幡 俊之 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 田中 裕二 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 道祖 満 委員でございますが、本日は多少遅れております。

同じく飯塚市議会議員の 平山 悟 委員です。

(あいさつ)

次に関係行政機関より、

国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所

事務所長の 谷川 征嗣 委員につきましては、

本日欠席でありますので、国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 筑豊維持出張所 管理第二係長の 岩切 一慶 様に代理で出席いただいております。

(あいさつ)

飯塚警察署 交通第一課長の 鍋島 隆之 委員です。

(あいさつ)

福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 山本 芳香 委員につきましては

本日欠席でありますので、福岡県飯塚県土整備事務所 地域整備企画監の

戸丸 明 様に代理で出席いただいております。

(あいさつ)

福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長の 敷田 成太郎 委員です。

(あいさつ)

続きまして、住民代表といたしまして

飯塚市自治会連合会 副会長の 小松 健一 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 理事の 本松 克己 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 幹事の 梶原 省三 委員です。

(あいさつ)

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市建設部 部長の 堀江 です。

都市建設部 次長の 中村 です。

都市計画課 課長の 城戸 です。

以上で、事務局の紹介を終わります。

続きまして、本審議会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 15 名の方にご出席いただいておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として次第書と委員名簿が 1 枚ずつ、報告第 1 号「都市計画審議会について」が 1 綴り、報告第 2 号「都市計画変更について」が 1 綴り、報告第 3 号「飯塚駅周辺整備について」が 1 綴りをお配りしております。

以上、合計 5 種類の資料となっております。

また、申し訳ございませんが、本日資料の差し替えが 2 枚ございます。机の上にてお配りしております、当日差替と書かれた委員名簿をご覧ください。

誤表記が二箇所ございます。

まず、飯塚市農業委員会 会長 須堯 忠臣さまの氏名（(誤)堯→(正)堯）に誤りがございました。大変申し訳ございません。

次に飯塚市自治会連合会 副会長 小松 健一さまの職名（(誤)会長→(正)副会長）に誤りがございました。大変申し訳ございません。

2 枚目に 報告第 2「都市計画変更について」資料 3 3 ページの図面の表記に不備があり、差替えをお配りしております。大変申し訳ございません。

資料の不足はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言されるときは、挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、名前を述べられてから、ご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 会長の互選について ご審議をお願いしたいと思います。

本審議会の会長につきましては、今回が委員の改選後初めての審議会となっておりますので、選出していただきたいと思っております。

なお、会長につきましては、飯塚市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、委員の中から決定することとなっております。

どなたかご推薦等はございませんでしょうか。

委員

会長につきましては、近畿大学産業理工学部の依田教授を推薦したいと思います。

依田教授は、近畿大学産業理工学部、建築・デザイン学科教授としてご活躍されており、特に都市環境問題に造詣が深く、現在、本市の環境審議会委員としてご尽力いただいております。

また、都市計画分野におかれましても以前より本審議会の会長を歴任されており、総合的な都市問題に関する、豊かな学識経験をお持ちでございます。

以上のことから、学識経験、実績ともに本審議会の会長にふさわしいと思っておりますので、私は、近畿大学の依田教授を推薦いたします。

米倉課長補佐

ありがとうございます。

ただいま依田委員を会長にとの、ご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、依田委員を会長とすることに決定いたします。なお、会長となられました依田委員には都市計画審議会条例第7条第2項の規定により議長となり議事を進行していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号 会長の互選について を終了いたします。

ここで依田会長には、議長席へ移動していただきまして、会長就任のごあいさつ及び議事の進行をお願いいたします。

議長 (依田会長)

皆様改めましてこんにちは。ただいま、ご推薦を受けました近畿大学産業理工学部の依田でございます。この飯塚市都市計画審議会の会長として重責ではございますが、責務をはたす所存でございます。社会が大

大きく変わって、まちづくりの在り方も大きく変わってきている状況でございます。飯塚市も用途変更等、様々なところで審議会の果たす役割というものは大きくなってきているというのが現状であると思います。皆様のご協力のもと進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に沿って、議事を進行してまいります。

本日は、3件の報告事項となっております。

それでは、「報告第1号 都市計画審議会について」事務局より説明をお願いします。

報告第1号：都市計画課（城戸課長）

都市計画課 課長の城戸でございます。どうぞよろしくお願い致します。

座ってご説明させていただきます。

それでは、報告第1号「都市計画審議会について」ご説明いたします。

本日、飯塚市都市計画審議会の報告に伴いまして、委員の皆様事前に資料を配布しております。

報告第1号「都市計画審議会について」と書かれた資料をお手元に準備のほどよろしくお願いいたします。

今回は委員改選後、初めての審議会ということでもありますので、初めて委員になられる方にはご説明の意味で、また、以前から委員をいただいている方については再度、ご確認の意味もこめまして、飯塚市都市計画審議会についてご説明させていただきます。

それでは資料1をご覧ください。

大きく分けて

「1. 設置の目的と役割」

「2. 委員報酬について」

「3. 審議会の公開について」

以上、3つのことについて説明してまいりたいと思います。

それではまず左ページの一番上、「1. 設置の目的と役割」のところをご覧ください。

なぜ都市計画審議会があるのかということについて、都市計画は、都市の将来の姿を決める非常に重要なものであります。また、土地に関する

る権利に制限を加えるものであります。

ですから、それに伴う行政機関や住民の利害関係を調整すること、さらには利害関係のある人の権利や、利益が損なわれないように適正に保護していく必要があります。

そのため都市計画法の第 77 条 2 の中で

市町村長の諮問に応じて、都市計画に関する事項については調査・審議するために都市計画審議会の設置、及び組織・運用に関する条例化が規定されています。

また、同じく都市計画法の第 19 条第 1 項において、

「都市計画は市町村都市計画審議会の議を経て決定するもの」と規定されています。

そこで (1) 条例における位置づけ にあるように、

飯塚市でも飯塚市都市計画審議会条例(以下「条例」と言います)を定めて、飯塚市都市計画審議会を設置しております。

続いて (2) 委員構成について の説明に移ります。

条例の 2 条、3 条と飯塚市都市計画審議会規則の 2 条により委員の構成を決めています。

2 ページの条例をご覧ください。条例第 2 条のように、20 名以内で構成されるよう取り決めております。

次に 3 ページの規則の第 2 条をご覧ください。

審議会委員はまず、学識経験のあるもの、すなわち大学の教授、商工および農業関係等の皆様がここに該当いたしますが、こちらが 5 名以内。

次に、飯塚市議会の議員の皆様が 6 名以内、関係行政機関の皆様が 4 名以内

最後に本市に住所を有する方として 5 名以内、こちらは自治会連合会の皆様をお願いをしているところでございます。

このことから、資料 1 の (2) 委員構成について に記載のとおり、現在の委員の人数は表の上から 5 名、4 名、4 名、3 名の 16 名で構成されております。

また関係行政機関については規則第 3 条に基づき、委任状により代理人を出席させることができます。この場合、代理人は議決に加わることができません。

では、(3) 決議について の部分の説明に移ります。

飯塚市都市計画審議会の議決は条例第 7 条にあるように出席委員の過

半数を持って決めます。

しかしながら、この後、ご説明いたしますが、本市では決議に至るまで、市民等を対象に2回の計画内容の縦覧及び意見聴取、また本審議会へも、報告を2回行った後、本審議会にて案を付議したのちに、県との本協議を行い、都市計画決定をおこなっております。

なお、過半数以上の出席がなければ審議会そのものを開催することはできません。

では、飯塚市都市計画審議会がどのように都市計画決定とかかわっているのかを図にまとめましたので紙面の下の「飯塚市都市計画決定の流れ」と書かれた図をご覧ください。

図に原案の作成から最終的な都市計画決定までの流れを矢印で示しています。

下のほうに飯塚市都市計画審議会のかかわり方を示しております。

①②③と都市計画審議会が3回開催されますが、③のみが法律に基づくものです。①②は法律に基づかないものではございますが、意見聴取の場として都市計画審議会を開催しております。

まず①

都市計画の原案の段階で審議会に挙げまして、委員の皆様の見解を聴取しております。

続いて、①都市計画審議会、公聴会等で出された意見、

そして原案を基に案を作成し②の都市計画審議会でも再度意見聴取させていただきます。その後、県と事前協議をして案を確定いたします。

確定した案に対して、都市計画審議会の付議をするために③の都市計画審議会を開催いたします。

③にて都市計画決定することが適当であるか否かの議決をいただきます。

その後、県知事への協議を経て④の都市計画決定となります。

どのようなことを審議してきたかについては紙面の右上に「主な審議案件」として載せておりますのでご覧ください。審議の案件には付議(ふぎ)を求めるものと、その他意見を求めるのみのものでございます。

続いて2の委員報酬について、こちらは条例に基づいて、委員報酬と、交通費として費用弁償をあわせてお支払させていただいております。

開催通知にも同封させていただいておりましたが、口座振り込みの手続きの際には請求委任の委任状が必要となりますのでご協力お願いいたします。

最後に3の審議会の公開についてですが、

飯塚市都市計画審議会は「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」及び、

「飯塚市情報公開条例」に基づいて公開をしています。

公開の方法としては

会議録を HP と市役所 1 階にございます情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

また、飯塚市都市計画審議会の傍聴も可能となっております。

以上、「報告第 1 号 都市計画審議会について」の説明を終わります。

議長（依田会長）

ただいま、報告第 1 号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（質疑応答）

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

↓

今の内容に沿って審議を進めてまいりたいと思います。

ないようですので、報告第 2 号の説明を事務局よりお願いします。

報告第 2 号：都市計画課（城戸課長）

報告第 2 号都市計画変更についてご説明いたします。どうぞよろしくお願ひ致します。座ってご説明させていただきます。

都市計画変更について（資料 1、P1）

資料 1、1 ページをご覧ください。都市計画変更に関するスケジュールについて になります。

都市計画マスタープラン・緑の基本計画に関しましては、現在までに、市民及び高校生に対するアンケート調査の実施、関係各課に対する取組レビューシートの取りまとめを行い、令和 2 年度は、住民ワークショップを 2 回（令和 2 年 10 月、令和 3 年 1 月）、また飯塚市都市計画基本方針等策定委員会を計 3 回開催し、【素案】を策定しました、6 月下旬～7 月下旬にかけて、市民説明会、その後パブリックコメントを実施し、都市計画基本方針等策定委員会、都市計画審議会での付議を行った後、策定することとなっております。

用途変更につきましては、市民説明会を行うのと併せ、県専門委員会での審議を経て、市都計審での付議、県都計審での審議の後、用途地域の変更告示の流れとなります。

都市計画道路の見直しに関しましては、路線カルテの作成や、必要性などの評価を行った後、見直し案の作成の流れとなります。

都市計画マスタープランの改訂について（資料 2、P2）

続きまして、資料 2、2 ページをご覧ください。飯塚市都市計画マスタープランの改訂についてとなります。

今回の改訂の背景としましては、社会情勢の変化や関係法令の改正、都市の状況、まちづくりにおける最上位計画である「飯塚市総合計画」の改訂や「飯塚市立地適正化計画」の策定、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献など、本市を取り巻く状況が変化していることから、こうした状況に的確に対応した内容とするため、改訂を行います。

今回の改訂版につきましては、概ね 10 年度の 2031 年を目標年次とし、現況及び市民アンケートの調査結果等を踏まえ、まちづくりの課題を整理しております。

新たな時代の変化、本市の特性や強みを踏まえ、まちづくりの理念と都市目標像を設定しております。

まちづくりの理念を

健幸と共生社会を目指し、

多様な連携を図るコンパクトなまちづくりとし、

都市目標像を、拠点連携型都市（多様な連携によるコンパクトシティ）としております。

まちづくりの理念と第 2 次飯塚市総合計画におけるまちづくりの基本理念を踏まえ、3 つの基本目標を設定しております。

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる共生のまち

基本目標 2 未来を創る活力あるまち

基本目標 3 住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち

とし、

前回の都市計画マスタープランと大きく変更している部分としまして将来都市構造においては、地域別構想ではなく、ゾーン区分を設定しております。

ゾーン区分にすることで、土地利用や公共交通網などを効果的・効率的に繋げることができるものと考え、設定しております。

右側の約半分が、将来都市構造図となっておりますのでご確認お願いいたします

用途地域の見直しについて（資料 3、P3～P4）

続きまして、資料 3、3 ページから 4 ページの用途地域の見直しについて、ご説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

今回の用途地域の見直しの方針については、2 点でございます。

1 点目は、①市の将来像の実現のための用途地域の見直しと2 点目が、②現況の土地利用に即した特別用途地区の指定です。

新飯塚駅周辺、飯塚バスターミナル周辺、飯塚駅を本市の中心拠点として位置付けていますが、近年商業機能が不足しているのが現状であります。

今回、飯塚市地方卸売市場跡地の有効活用とコンパクトシティの推進に向け、市内に点在する商業系用途を集約することで、中心拠点としてふさわしい賑わいの創出や地域の活性化を図ることとしています。

併せて、市内に点在している商業系用途のうち、現況の土地利用との相違が発生している地域において、現況の土地利用に即した特別用途地区の指定を行う予定としています。

続きまして、広域拠点の見直しについてですが、広域拠点といえますのは、福岡県が筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）で、大規模集客施設の立地を誘導し、広域的で多様な都市機能の集積を図る地域であり、飯塚市におきましては、現在、新飯塚駅及び飯塚バスターミナル周辺エリアが指定されております。今回、広域拠点の区域を変更し、新たに飯塚駅周辺エリアを加えることで、中心拠点としてふさわしい賑わいの創出や地域の活性化を目指します。

また、福岡県の指針では、広域拠点以外の地域は、床面積が3,000 m²を超える大規模集客施設（商業施設）の立地を抑制することとなっております。

右側の図面で説明しますと、赤の太枠のラインと緑の太枠のラインが現在の広域拠点となっております。今回の見直しについては、卸売市場跡地の有効利活用のため、青の斜線部分の飯塚駅周辺エリアを追加し、現広域拠点であるが、住居系が主たる用途である緑の太線のラインのエリアを除外することとし、それぞれの特性を生かした3つのエリア区分での広域拠点の変更を予定しています。

「新飯塚駅エリア」につきましては、代表的な機能としまして、行政機能・医療機能で官公庁舎が集積していることに加え、飯塚病院を中心に高度な医療が受けられるエリアとなっており、このうち後ほど詳細をご説明させていただきますが、住居系が主たる用途となっている一部に用途の制限を行う予定です。

次に「飯塚バスターミナルエリア」につきましては、代表的な機能としまして、文化機能・商業機能となっており、イイヅカコスモスコモンや飯塚市立図書館といった文化機能を楽しむことができ、地域に根差した商店街での買い物にも便利なエリアとなっており、このうち住居系が主たる用

途となっている一部に用途の制限を行う予定です。

次に「飯塚駅エリア」ですが、卸売市場跡地を利活用し、高度な商業拠点機能を持つ新たな広域拠点とし、各々の特色を持った三位一体で広域拠点を設定することで、広域拠点としての賑わいの創出や地域の活性化を目指すものです。

4ページをお願いいたします。

次に用途地域についてですが、用途地域は、地域の特性を活かし、調和のとれたまちづくりのために、住宅・工場・店舗・事務所などの建築物の用途、形態、規模などのルールを定めるものです。

都市には、住宅・工場・店舗、事務所などのさまざまな用途の建物があります。

これらの建物が無計画に建てられると、騒音や日照障害等により、生活環境が悪化したり、災害に弱いまちになります。そのため、都市全体の土地利用の計画に基づいて地域を区分し、建物の用途、形態、規模を定めています。

本市では住居系、商業系、工業系の11種類を定めています。

次に用途地域の種類ですが、ここには、用途地域の一覧表を記載しています。用途地域の種類によって、地域の目的と制限内容が異なります。例えば、今回、準工業地域から商業地域に変更予定の地域については、表の下から3行目になりますが、今までは軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てるのが可能でしたが、商業地域になると、表の下から4行目の銀行、映画館、飲食店百貨店などが集まる地域となり、小規模の工場しか建てられなくなります。

次に特別用途地区の指定についてですが、今回は段階的な用途地域の見直しを考えており、市内に点在している商業系用途のうち、現状の土地利用と相違が発生してきている地域につきまして、既存不適格建築物の発生や、商業系用途地域本来の目的である商業・業務等の活動への影響を考慮し、将来の立地状況を見ながら、段階的に用途地域の見直しを行っていくこととしています。この図ですと、今回は真ん中の特別用途地区の指定となり、将来的には建物の立地状況を鑑み用途変更を行う予定としています。

特別用途地区の指定といいますのは、用途地域の規制を補完するもので、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進など、特別の目的を果

たすため、特別な地区を指定するものです。具体的な建築物の建築制限に関する規定は、地方公共団体の条例で定めることとなります。

次に、今回の用途地域見直し方針に基づく、抽出結果となります。4ページ右側の図面のとおり市内7箇所が用途変更及び特別用途地区指定予定候補地となります。

図面左上の【相田地区】について、黒の破線のピンク色で着色された部分となり、伊岐須小学校北側のあいだつくしんぼ保育園付近からくぬぎ園付近までが、現在近隣商業地域に指定されています。

近隣商業地域とは、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域で、住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。現地の状況ですが、昔はスーパーが立地していましたが、現在は福祉施設や保育所が立地しており、都市機能誘導区域ではあるが、「暮らし維持型」の区域であります。また周辺の状況としましては、住居系の用途が多いことから、将来的には、周辺の状況と合わせ、第一種中高層住居専用地域へ変更予定としていますが、今回は用途地域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

建ぺい率、容積率などの用途の制限ですが、現在近隣商業地域ということで、敷地を上から見た時、100㎡ある敷地の80㎡までが建築面積となり80%となります。

容積率につきましては、100㎡ある敷地とした場合、200㎡までが延べ床面積となり、200%となります。今回は、用途地域の変更はなく、建ぺい率及び容積率の変更をせずに、特別用途地区の指定により第一種中高層住居専用地域の用途制限をかけることとなります。

住宅については、建てられる用途の変更はありませんが、店舗等の床面積が500㎡以下となり、事務所やホテル・旅館、遊戯施設、工場・倉庫等が原則建てられないこととなり、中高層住宅のための地域となります。

次に先ほど説明した【相田地区】の図の下の【横田・西町地区】についてですが、黒の破線のピンク色で着色された部分となり、飯塚市体育館北側の横田保育園付近から国道200号バイパス付近（餃子の王将）までが、近隣商業地域に指定されています。

近隣商業地域とは、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域で、住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。現地の状況ですが、昔はスーパーが立地していましたが、現在は保育所に建て替わっており、商業系の店舗等がない状況であります。都市機能誘導区域外で

あり、住居系が多く立地しています。将来的には、周辺の状況と合わせ、第一種住居地域へ変更予定としていますが、今回は用途地域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

今回は、建ぺい率は80%、容積率は200%のままで、用途の変更はせずに、特別用途地区の指定により第一種住居地域の用途制限をかけることとなります。住宅については、建てられる用途の変更はありませんが、店舗、事務所やホテル・旅館、遊戯施設などに床面積3,000㎡以下の制限がかけられます。また倉庫業倉庫は原則建てられないこととなり、住居の環境を守るための地域となります。

次に中央の上段の図の【幸袋・中地区】についてですが、黒の破線のピンク色で着色された部分となり、旧伊藤伝右衛門邸西側のファミリーマートから北に夢の大橋交差点（鯉田中線道路）付近までと大橋交差点（鯉田中線道路）付近から西にニューガイヤ飯塚北（新設マンション）までが、近隣商業地域に指定されています。

（※主な建物：永末病院、ニューガイヤ飯塚北（新築マンション）、三笠外科）

近隣商業地域とは、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域で、住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。現地の状況ですが、昔はスーパー等が立地していましたが、現在は幸袋小中一貫校ができたことで高層マンション等住居系が立地しており、学校近くの住環境の向上を図るため、将来的には、周辺の用途に合わせ、第一種住居地域へ変更予定としていますが、今回は用途地域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

今回は、建ぺい率は80%、容積率は200%のままで、用途の変更はせずに、特別用途地区の指定により第一種住居地域の用途制限をかけることとなります。住宅については、建てられる用途の変更はありませんが、店舗、事務所やホテル・旅館、遊戯施設などに床面積3,000㎡以下の制限がかけられます。また倉庫業倉庫は原則建てられないこととなり、住居の環境を守るための地域となります。

次に中段右側の図の【立岩・新飯塚地区】についてですが、黒の破線の赤色で着色された部分で、笠松陸橋北側、熊野神社東側の線路沿い（笠松陸橋～飯塚高校へ行く立岩踏切付近）を対象地区とし、現在商業地域に指定されています。

商業地域とは、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域であり、住宅や小規模の工場も建てられます。当該地域は、都市機能誘導区域の中心拠点型ではありますが、現地の状況はアパート等の住居系の建物

が立地しており、住居系が主たる用途となっているため、将来的には、周辺の状況と合わせ、第一種住居地域へ変更予定としていますが、今回は用途地域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

今回は、建ぺい率は80%、容積率は400%のままで、用途の変更はせずに、特別用途地区の指定により第一種住居地域の用途制限をかけることとなります。

住宅については、建てられる用途の変更はありませんが、店舗、事務所やホテル・旅館、遊戯施設などに床面積3,000㎡以下の制限がかけられます。また倉庫業倉庫は原則建てられないこととなり、住居の環境を守るための地域となります。

次に右下の図の【芳雄町地区】についてですが、黒の破線の赤色で着色された部分で、飯塚市防災センター北側（三角地）を対象地区とし、現在商業地域に指定されています。

商業地域とは、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域であり、住宅や小規模の工場も建てられます。当該地域は、都市機能誘導区域の中心拠点型であるが、現状では未利用地が大半を占めているため、周辺の用途地域の状況を勘案し、将来的には、周辺の状況と合わせ、第一種住居地域へ変更予定としていますが、今回は用途地域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

今回は、建ぺい率は80%、容積率は400%のままで、用途の変更はせずに、特別用途地区の指定により第一種住居地域の用途制限をかけることとなります。

住宅については、建てられる用途の変更はありませんが、店舗、事務所やホテル・旅館、遊戯施設などに床面積3,000㎡以下の制限がかけられます。また倉庫業倉庫は原則建てられないこととなり、住居の環境を守るための地域となります。

次に左下の図の【本町・西町・飯塚・西徳前・東徳前地区】についてですが、黒の破線の赤色で着色された部分となり、県道西町・天道線の明治町入口交差点（旧もち吉付近T字路）から徳前大橋にかけての東側から本町商店街までのエリアの一部を対象地区とし、現在商業地域に指定されています。

商業地域とは、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域であり、住宅や小規模の工場も建てられます。当該地域は、現状では住居系が主たる用途となっておりますので、将来的には、周辺の状況と合わせ、商業地域から第二種住居地域へ変更予定としていますが、今回は用途地

域の変更は行わず、特別用途地区の指定による用途の制限を行います。

今回は、建ぺい率は80%、容積率は400%のままで、用途の変更はせずに、特別用途地区の指定により第二種住居地域の用途制限をかけることとなります。

劇場や映画館、キャバレー、料理店等原則建てられないこととなり、先ほど3ページ目でご説明させていただきました、県の指針に基づく、広域拠点以外の地域において、床面積が3,000㎡を超える大規模集客施設（商業施設）の立地を抑制することとなっておりますので、店舗や遊戯施設等の商業施設の床面積が3,000㎡を超えないように制限をかけることとなります。

最後に中央下段の【菰田西・堀池地区】についてですが、黒の破線の紫色で着色された部分で卸売市場跡地となります。この地区については、商業地域への用途変更予定としています。

現在は準工業地域に指定されており、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域であり、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどが建築可能となりますが、準工業地域では、特別用途地区の指定を行っており、10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を規制しております。変更後は商業地域となります。銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域であり、住宅や小規模の工場も建てられるようになり、10,000㎡を超える大規模集客施設の立地も可能となります。

また商業地域に変更になりますと、準防火地域に指定され、できるだけ不燃化し、木造の建築物を防火構造にする必要があります。

現在、準工業地域は、建ぺい率は60%、容積率は200%ですが、商業地域になると、建ぺい率は80%、容積率は400%に変わります。

長くなりましたが、以上で飯塚市用途変更の見直しについての説明を終わらせていただきます。

飯塚市緑の基本計画の改訂について（資料4、P5）

次に、資料4、5ページをご覧ください。飯塚市緑の基本計画の改訂について

になります。

改訂の目的としましては、近年の厳しい財政制約や、健康、子育て、防災など緑に期待される役割の増加といった社会情勢の変化に伴い、計画の内容も見直しを行う必要がでてきました。

そこでこの度、緑の量から質への転換を図り、維持管理費を節減するとともに、市民ニーズに柔軟に対応した取組を推進することを目的に、基本理念や基本姿勢、施策内容等について計画の改訂を行います。

本計画の目標年次は 2031（令和 13）年とし、緑の現況及び緑に関するアンケート調査結果等を踏まえ、緑の課題を整理しております。

右側が、基本理念と基本姿勢ですが、本計画の基本理念実現に向けた基本目標と、目標達成のための施策方針を定めております。基本理念が人と自然が共生する 豊かで健幸なまち ～緑(みどり)を守り 縁(えん)ある暮らし～ とし、基本姿勢は①の量から質への転換などの 5 つとしております。

緑の確保目標としましては、

施設緑地（公園等）については、公園等ストック再編計画を踏まえまして、

都市公園（広域公園）：現状維持

都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊公園：10 年間で約 10% の用途変更

運動場等・キャンプ場・自転車歩行者専用道路：現状維持

地域制緑地：現状維持

とし、緑の質に関する目標は、満足度・行く頻度を各々増加することとしております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

議長（依田会長）

以上、報告事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

委員

3 ページですね、現況の土地利用に則した特別用途地域の指定、新飯塚駅周辺、飯塚バスターミナル周辺、飯塚駅を本市の中心拠点として位置付けていますが、近年、商業機能が不足していますということですね、この内容は商業系用途を集約することで、中心拠点としてコンパクトシティの推進に向けて賑わいの創造や地域の活性化を図るとあるんですが、そして4 ページを見たら、どの地点をどういう風にするのかという説明を受けました。

その中でですね、3 年前の7月の豪雨でですね、水没した地域がたくさんあるんですよね、飯塚市の中に。そういう地域のところを用途変更の見直しが一行もこれ書いてないんですよね。ただこの場合、商業地域の集約するためだけの用途変更なんですよね。だから将来、そういうところの用途変更を見直しという考えはあるんですかね。質問いたします。

議長（依田会長）

はい、事務局お願いいたします。

城戸課長

はい、今回につきましては商業系用途地域を中心に見直しを考えております。

また、先程言われました、浸水する地域についても今後検討していきたいと考えております。

議長（依田会長）

はい、平山委員。

委員

あのですね、地域によってはですね、今後じゃあもう遅いんですよ。水害があったのが3年前なんですよ。そしてその地域の人たちはですね、ほんとに自分たちの住むところの地域をですね、今後飯塚市がどのようにしてくれるかですね、まちづくり協議会もいれながらですね、色んな要望をしてきとると思うんですよ。特にですね、今度筑穂町もまた過疎地になりました。今度は新たに穎田地域も過疎地域に指定されました。そういうところは人口がどんどん減っていきよんですよ。もう学校ですね、児童生徒の数を見てもですね、どんどん減る中で、どうしてその地域がこれから良くなるかというのが非常に心配されている方が非常に多いんですよ。今後、そういうところも含めて、並行してくれなですね、例えば穎田の場合はもう穎田支所ですね、旧穎田支所ですね。その前の農協、それと上勢田公民館の前ですね、あそこら辺は住宅系の用途指定になってるんですよ。そういうところを使ってしまってますね、もう住宅じゃ向かないわけですよ。そういうところの地域ですね、用途変更もいっしょに考えて、スピードを持って進めていって欲しいと思います。

議長（依田会長）

いかがでしょうか。

城戸課長

用途地域見直し等も含めてですね、それと併せて浸水するところであれば、浸水対策事業、そういったところも含めて考えていきたいと思えます。

議長（依田会長）

はい、よろしくお願いいたします。
他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

この後の飯塚駅の周辺整備については説明があると思うんですけどね。最近、地元で用途地域の見直しの地元説明会でありましたね。そこで審議会の時に意見を述べとってくれということでありましたけれども。資料3の4ページですか、そこにあの広域拠点、簡単に言えば合併特例債を使って、広域拠点を新飯塚駅前、バスターミナルと拠点を決めてね、百十数億円投資したんですよ。その大きな目的は、中心市街地の活性化ですね、活性化事業それにお金を投資して、数年も経たないうちに言い方は悪いけどここから引っぺがしてね、今度、飯塚駅の方を広域拠点として見直しを図るということだけど、当時は中心市街地の活性化を行うために投資をして、近隣に大型商業施設を持ってこないで、商店街を守るんだ。と説明を受けたと今回はそこをね、なんと言いますかね。商店街の基本的な活性化を真逆のやり方をやっているんじゃないかと意見が出ておりましたけれども、その点の方を執行部の方は考えとってください。

それと今日、国交省の方、県土整備の方来られておりますけれども、こういうやり方がまかり通るのかと確認しとってくれということでした。

それと飯塚駅周辺の商業地域の用途変更はゆめタウンありきだろうという意見もでてましたね。

一部は、大型商業施設を持ってくるということが中心市街地の商店街等の過疎化に繋がるんじゃないかという意見があるのと、これアバウトな範囲で表してあるんで、駅前の基本的な市場跡地はいいけど、駅前周辺ね。この辺の計画がしっかりとなされていて、商業地域に用途変更されているのかその点をしっかりと検討してください。ということでした。回答はいりません。一応、要望です。

城戸課長

はい、ありがとうございます。検討してきたいと思います。

議長（依田会長）

はい、貴重なご意見どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

委員

今、委員が言われた、中心市街地活性化計画のエリアの中ではですね、菰田地区ははずれております。当初は飯塚市の計画の中では、菰田地区もいれられて、基本計画を進められてあったんですけど、市との国とのやり取りの中で、コンパクトシティの中で菰田地区は広すぎるということで国の方から指導があつてはずれたような経緯があります。

その中でコンパクトシティの推進という風に呼びかけだけにはなっていたと思うんですけど、そこら辺は国の方の指導もあつた中でよろしいのかなというところはあると思いますがいかがでしょうか。

議長（依田会長）

はい、事務局お願いします。

城戸課長

今回の広域拠点の変更につきましては、飯塚駅周辺のところを商業機能、飯塚バスターミナル周辺については文化機能と商店街の商業機能、新飯塚駅周辺につきましては、関係行政機関、医療機関が集まっているというところで、今後は三地区一体として拠点を作り、それぞれの機能を分担して広域拠点を作るということで、コンパクトなまちづくりということで変更を考えております。

議長（依田会長）

よろしいですか。

委員

はい。

議長（依田会長）

はい、ありがとうございます。

他によろしいですか。

はい、いくつかの意見がありましたけれども、その辺対応していただきながら進めていただきたいと思います。

はい、どうもありがとうございました。

それでは報告第3号の説明を事務局よりお願いします。

報告第3号飯塚駅周辺整備について（飯塚駅周辺整備推進課：大井課長）

報告第3号「飯塚駅周辺整備について」の説明をさせていただきます。

よろしくお願いします。

本件は事業を進めてまいります、飯塚駅周辺整備の状況及び今後のスケジュール等について、報告させていただくものでございます。

資料は「報告第3号 飯塚駅周辺整備について」の表紙の資料になります。

構成としては1枚目が当該地区活性化に関する提言、2枚目が活性化基本方針、3枚目が昨年度までの事業進捗状況、4枚目が今年度の主な業務予定、5枚目が課題の概要図、6枚目が今年度行った地元への事業内容説明状況とその際の意見、7枚目がスケジュールでございます。

それでは、説明を行ってまいります。

まず、資料1枚目、当該地区活性化に関する提言についてです。

平成30年10月に地域住民によって意見が反映したまちづくりを推進することを目的として設立された「JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会」から数度のワークショップを経て、市に提言書が提出されました。提言内容は記載の4点で、

- ・JR飯塚駅周辺活性化を図るため、201号バイパス、バス路線、鉄道路線の交通の連携や利便性を活かし、交通ネットワークの拠点であるJR飯塚駅の機能強化を検討すること。

- ・JR飯塚駅周辺地区は、人口減少及び高齢化が進行し、空き店舗の増加など地区の活力が低下していることが課題となっていることから、卸売市場敷地を含めたJR飯塚駅周辺地区には、居住者の利便性が向上する施設を整備・誘導し、将来的に定住促進、人口増加につながる中心拠点にふさわしい賑わいの創出を図ること。

- ・上記の施設整備・誘導には、民間活力を積極的に活用すること。

- ・計画だけで未整備となっている都市公園は必要性を再度検討し、見直しを含め効率的・効果的な公園整備をすること。

というものでした。

次に2枚目菰田・堀池地区活性化基本方針についてです。

提言を受け、提言内容を考慮し、菰田・堀池地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方をまとめた「菰田・堀池地区活性化基本方針」を平成30年12月に策定しました。

基本方針では、菰田・堀池地区の空間づくりにあたって、まちづくりのコンセプトを踏まえ、記載の

- ・JR飯塚駅の交通結節点機能の強化
- ・飯塚市地方卸売市場の移転後の敷地を活用したまちづくり
- ・長期未整備となっている都市計画公園の再配置

- ・ JR 飯塚駅と飯塚市地方卸売市場敷地間の回遊性の向上
 - ・ 恵まれた広域公共交通軸を活かした都市連携の拠点づくり
 - ・ 民間活力の積極的な活用
- を整備を進めるうえでの配慮事項としております。

次に 3 枚目 飯塚駅周辺地区活性化に向けての事業進捗状況についてです。こちらはこれまでにこの事業に関して完了した業務と、昨年度から本年度にかけて完了する業務となります。

当該地は国土調査未実施の地域もございますので、事前調査として「JR 飯塚駅周辺測量業務」「地方卸売市場敷地用地境界確定業務」を平成 30 年度に完了しております。

地方卸売市場敷地周辺道路等〔歩道・公園〕基本設計業務は、卸売市場敷地に隣接する道路に歩道がありませんので、安全性と飯塚駅間との回遊性の向上のため、接続する道路の交差点等改良を含めた道路改良と、都市計画決定されておりますが未着手である都市計画公園の西菰田公園（トライアルの道向かい、ガソリンスタンド敷地周辺）を卸売市場敷地に移して整備を行おうと、基本設計業務を本年度完了しております。この道路及び公園整備は、先ほど説明しました提言及び基本方針に沿った整備を図るものでございます。

地方卸売市場都市計画決定は、今年 3 月に付議の審議をしていただきました、旧卸売市場、菰田の卸売市場の廃止の決定でございます。

飯塚駅周辺整備基本計画策定支援業務は昨年度から本年度にかけて委託を行っており、この内容を基に、本年度飯塚駅周辺整備基本計画を策定いたします。

次に 4 枚目 も進捗状況になりますが、今年度予定の主な業務を記載しております。こちらは次の 5 枚目、今年度国土交通省所管の交付金事業に申請を計画しております資料の一部である課題の概要図を照らし合わせながら説明させていただきます。

4 枚目 の今年度予定の主な業務の 1 段目、◆旧卸売市場周辺道路整備測量設計委託業務は、5 枚目 の右上の写真箇所等になります。昨年度基本設計を実施しました、旧卸売市場敷地に隣接する道路の安全性と飯塚駅間との回遊性向上のため、現在未設置である歩道の設置や交差点等改良を含めた道路改良にかかる測量や実施設計でございます。

4 枚目 に戻っていただきまして 2 段目、◆飯塚駅周辺測量委託業務は、飯塚駅の周辺になりますが、国土調査が実施されていないこともあり、5 枚目 の右の中段の写真になりますが、主に用地測量、現地測量を平行して行っています。

4 枚目 に戻っていただきまして 3 段目、◆西町天道線道路改良工事

測量設計委託業務につきましては、5 枚目の左下になります。航空写真を付けていますが場所は堀池交差点になりまして、オートバックスとやよい軒の所の道路になります。ここの道路につきましては、慢性的な渋滞になっておりまして、この渋滞の解消に向けまして、道路改良に先立ちまして測量設計委託業務を本年度行います。

4 枚目に戻っていただきまして4 段目、◆西菰田公園整備工事設計委託業務につきましては、5 枚目の資料で言いますと、今説明しました堀池交差点の上の写真になります。トライアルの南側に位置します長期未着手の都市公園がありますが、計画だけあり、整備していない都市公園の再配置を考えまして、場所といたしましては、菰田保育園の横にある旧花き市場、ここに公園を整備する予定でありまして、整備に伴います工事設計委託業務を本年度行います。

4 枚目に戻っていただきまして下から2 段目、◆卸売市場花き部解体工事に伴う周辺環境影響調査業務と最後の卸売市場花き部解体工事業務につきましては、先ほど申しました都市公園の整備に伴いまして、花き部の建築物の解体工事及び、解体に伴う周辺環境影響調査を行います。

今、ご説明しました事業を、基本方針に従いまして、今年度進めていく予定であります。

5 枚目、飯塚駅周辺地区都市構造再編集中支援事業-課題の概要図-についてですが、飯塚駅周辺整備については、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業の交付金を活用することを見込んでおります。この資料はその申請の際に必要な資料の一部で、飯塚駅周辺、卸売市場周辺、その他西町天道線の整備・改良事業をその対象事業にと考えており、それぞれの現状課題と今後の対応策を整理したものになります。

次に6 枚目ですが、こちらは今年度行いました、地元への事業内容説明状況と、その際での主な意見をまとめたものとなっております。説明内容は、本日も説明させていただいています内容と同じでございます。

コロナ禍でまちづくり協議会や自治会長会が書面会議となっていることが多く、地元のまちづくり協議会や自治会長会で説明する機会が難しい状況ですが、菰田地区及び穂波地区の、主に役員会ですが、まちづくり協議会や自治会長会で説明させていただいています。説明状況の一番下の穂波地区堀池自治会長は、該当地区の自治会長で

ありますが、一段上の、穂波地区自治会長会役員会の会員ではなかったため、その役員会でご相談の上、個別に伺って説明させていただきま

した。

説明した際の主な意見としては、

- ・飯塚駅を利便性の高い駅にして欲しい。
- ・地域が活性化のために事業を進めて欲しい。
- ・飯塚駅周辺が賑わい、活気のあるまちづくりを目指して欲しい。
- ・周辺道路の整備を検討して欲しい。
- ・バリアフリー対応の駅舎、自由通路を整備して欲しい。
- ・保育所の利用者が利用できるような公園を整備してほしい。

というような意見でした。

最後に 7 枚目 飯塚駅周辺地区活性化基本計画策定スケジュールについてです。

最上段は、飯塚駅周辺整備基本計画策定支援業務委託のスケジュールです。

2 段目は、活用する交付金、社会資本整備総合交付金の事業である、都市構造再編集中支援事業のスケジュールとなります。先月福岡県と協議を行い、今月もしくは来月、国との協議を実施する予定で、本申請は 12 月となる見込みです。

3 段目は、飯塚駅周辺整備基本計画策定スケジュールです。現在、整備を実施する概要、方針等の案を固めて、細部の内容について検討・協議しているところです。整備内容の概要については、5 枚目、課題の概要図にあり、また地元等からの要望もあります、課題解消を図る方向で進めていまして、飯塚駅、自由通路、駅前広場の整備、旧卸売市場周辺道路改良、長期未整備都市計画公園の再配置及び整備、西町天道線交差点改良を考えています。上段の都市構造再編集中支援事業の国との協議結果を踏まえ、修正を加えながら、本年度末までに策定いたします。

4 段目は、飯塚駅周辺整備基本計画策定にかかる内部会議のスケジュールです。基本計画策定においては、関係する市内部部署で「飯塚駅周辺整備基本計画策定委員会」を組織し、協議を行っております。案、修正案等作成後、適宜に委員会を開催し、協議する予定にしております。

最後の 5 段目は、この都市計画審議会での基本計画策定にかかる報告スケジュールになります。今後予定として、11 月頃に案の報告を行い、計画策定の際には、計画内容をご説明させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上報告第 3 号「飯塚駅周辺整備について」の説明を終わります。

議長（依田会長）

	<p>以上、報告事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>私から一点、今説明会での意見として出された中で飯塚駅の利便性やバリアフリー化についてなんですが、JR九州も財政的に厳しい状況ではあると思いますけれども、JRと協議を進めていく中で具体化していただきたいと思います。お願いですけれども。</p> <p>(飯塚駅周辺整備推進課：大井課長) はい、分かりました。ありがとうございます。</p> <p>他に、ご意見、ご質問等はありませんか。 全体を通して、ご質問等ありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、本日の議事を全て終了いたします。</p> <p>本日はどうもお疲れ様でした。尚、この後は事務局に進行をお願いいたします。</p> <p>米倉課長補佐 依田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。今後とも、市政発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願いいたします。 なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決定しましたら連絡をさせていただきます。 また、本日の報酬につきましては、7月16日（金曜日）に指定の口座へ振込みをさせていただきますように考えておりますので宜しくお願いします。 以上で、飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。 本日はお疲れ様でございました。</p>
<p>会議資料</p>	<p>議案第1号 会長の互選について 報告第1号 都市計画審議会について 報告第2号 都市計画変更について 報告第3号 飯塚駅周辺整備について</p>
<p>公開・非公</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p>

開の別	(傍聴者 0 人)
その他	